

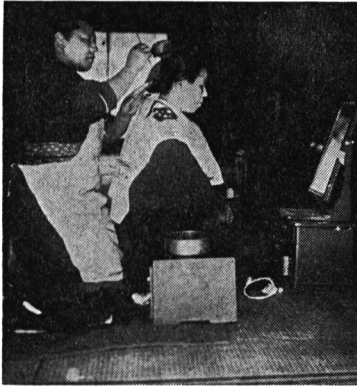
難波春美氏蔵

愛甲婦女協会設立趣意書・申合規則

動を律してつぎのようという。「身を謹しみ、おこないを正し、自尊自重すること、外で仕事する夫に内顧の煩いをもたせないよう家政を巧みにつかさどること、世の中に目を向け、尽力して国家の進歩を助けること、そのために学問をし、早く智徳を養うこと、その一環として男子の演説会などに参加すること、」(資料編13近代・現代(3)二四)。

この愛甲婦女協会についての詳細は不明であるが、難波惣平の妹で天野政立の妻八重や山川一郎の妻えんなどのような、「民権活動家の妻として夫の活動を理解し、支えた女性たち」を中心に設立されたと推測されており、それは全国的にも珍しい(大畑哲「明治女性史に関する二つの新史料―景山英子と相州の婦人民権運動―」『神奈川県史研究』二八)。

神奈川県の自由党の中心人物であった南多摩郡野津田村の石坂昌孝の長女ミナ(後の北村透谷夫人)も、またそうした女性の一人であった。弟の公歴が大阪事件に関係してアメリカに逃亡していた一八八七(明治二十)年七月、横浜共立女学校の卒業式でミナは、「自由を張るに女も亦責任あり」と題する卒業演説をおこなっている(『女学雑誌』第六八号、一八八七年七月二十三日)。そして、このような女性の動きは、県内各地に散見されるようになる。たとえば、一八八九(明治二十二年)八月二十四日、橘樹郡高津村溝ノ口で開かれた政談演説会には十余名の女性が参加している(『毎日新聞』明治二十二年八月二十六日付)。



髪結姿

八木薫雨氏蔵

「女権拡張の方法如何」 女性による女権へのめざめが告げられるなかで、これまでの民権運動を反省し、女権にも目をむけようとする主張が出されてくる。一八八五（明治十八）年八月二十三日から十回にわたって、『東京横浜毎日新聞』の社説欄に、「女権拡張の方法如何」という長文の論説が掲載された。

この論は、東洋における女権不振の原因を仏教・儒教・男子の三者に求め、かつこれまでの民権運動について、「民権の文字ハ男女を兼ね可きの道理なれども世人民権と云へバ一般に男子に属する者と黙認せり」と批判し、女権を男権とともに併せて追求すべきことを主張する。そして、女権拡張の方法をつぎの三点に求めた。一つは教育、一つは職業、一つは財産所有である。

女子教育を必要とする論には、とくに目新しいことはない。しかし職業について、女性が「一身樹立」、「自然に自分の見識を立つる」ために不可欠のものとして強調したことは、注目に値する。その際に論者は、男女の能力に差のないことを全国三千余人の女教師の存在をもって示し、にもかかわらず女性の職業として現在あるものが、都市の洗濯営業・音曲師・女髪結・産婆・農村の粗末な木綿織ぐらいしかない。だから経済的に父母や夫の厄介となる以外方法がなく、そのことがまた結婚や離婚のさいに自分の意志を通すことができない原因である、と指摘する。そして、当面、女性の進出すべき職業分野として、小学校教授・電信技術・郵便信書取扱事務・各種病院看病の事務・活版・筆製造・木綿織物・絹織物レース製造などをあげるのであった。財産所有は、職業と同じ論理でその必要が説かれている。女性の職業進出による財産形成とあいまち、持参金を含めて、結婚の段階で妻の財産を

登録すること、また、封建時代の遺習である長子単独相続制をやめ、女子にも男子と等しく財産を分配し、相続させるように主張した。

この論には、文明の進歩には男権とともに女権が必要であるという文明論的観点や、文明化を「殖産主義」によってなしとげようという基調がある。立憲改進黨系の新聞にふさわしいブルジョア自由主義の女権論といえなくもない。また、女性の参政権に言及していないところから、社会改良主義的な女権論ともいえる。しかし、当時の女性がおかれていた状態からすれば、女性の社会的主体としての形成を具体的に促す積極的な意味をもっていたことは明らかである。それは、やや男性の民権論にひきずられて天下国家を性急に論じがちであったとはいえ、愛甲婦女協会の叫びと根底において共通するものをもっているよう。

女権へのめざめは、神奈川県の中でもこのように生まれつつあったが、自由民権運動の崩壊とともに、その芽はつみとられていった。

二 社会の中の女性

自覚的女性の生誕

石坂ミナが通っていた横浜の共立女学校とともに、同地のミッションスクールとして有名なものにフェリス英和女学校がある。同校は、アメリカから伝導師ブラウンに伴われて来日したミス・キダーにより創立された。そのはじめ、キダーが横浜のへボン塾で教えはじめたときから、そのもとで勉学にいそしんだ一少女がいる。名を島田かし子といった。彼女は会津若松藩士の娘であったが、横浜の織物商山城屋の番頭大川甚兵衛に養われ、大川の姓で通



女学校の卒業式

『フェリス女学校60年史』から

っていた。以来学ぶこと十余年、一八八二（明治十五）年六月、フェリス英和女学校の第一回の卒業式が開かれたとき、高等科の卒業証書を手にした。英語と国文学の成績は優秀で、すでに卒業の二、三年前から助教を勤めていた。卒業後も七年間にわたって同校で教鞭（きょうべん）をとり、そのかたわら巖本善治の主宰する『女学雑誌』に若松賤子などの筆名で翻訳作品を載せていた（『フェリス女学院百年史編集委員会編』『フェリス女学院百年史』二九、五〇ページ、一九七〇年九月、フェリス女学院）。

多くの明治の先覚女性がそうであったように、高い知見を身につけるため、勉学にかくも長い年月を打ちこんでいったこと自体、どんなにか苦勞の多かったことと思われる。しかし彼女は、その知見によって社会的に目覚めていった新しい女性であった。『女学雑誌』は、キリストの教えに基づいて女性の天性を開発することを目的に、一夫一婦制や廃娼を主張し、女性の経済的独立と精神的自立を説いた最初の婦人雑誌であった。彼女は一八八九（明治二十二年）、巖本善治と結婚し、『女学雑誌』の編集に携わるとともに、巖本が校長である明治女学校で教えるようになった。日本最初の女流英文学者・翻訳家として、バーネットの『小公子』をはじめ多くの翻訳をし、また児童向けの創作も書いたが、女性の地位向上をめざしてのためなめ活動も行なっている（若松賤子については前掲書のほか、昭和女子大学近代文学研究室『近代文学研究叢書』第二巻（一九五六年）参照）。

彼女は肺炎のため三十三歳の若さで世を去った。短い一生であったとはいえ、近代における自覚的女性の生誕を示していた。それが横浜の地ではぐくまれたのであ

る。

女子の就学傾向

しかし、若松賤子のような人は稀であり、尋常小学校の教育すら受けられない女子が少なくなかった。だが、日清戦争後になると女子の就学率も急速に向上し、一九〇二（明治三十五）年には八〇割に達した。その背景に、政府の強制的勸奨があったが、社会状況の変化がまたそれを必然ならしめてもいた。

一九〇二（明治三十五）年の秋、『横浜新報』のある記者は、ルポルターージュを書くために県内各地をまわっていた。都筑郡中里村の長津田で、休息のためにある粗末な家屋の敷居をまたいだとき、八十歳近い老人が少女に書物を教えている場面に出くわした。少女は『国民新読本二』の復習をしているのであった。記者が、感心だね、と声をかけると、かたわらの老人は、お初という十一歳になるこの孫娘の身の上を、つぎのように話した。お初は、父が死ぬと母が実家に帰ってしまったため、四歳のときから祖父母に育てられた。もの心がついたころから学校に出たいとしきりにせがんだが、その日の生活にも困る状態なので、学校どころの話ではなかった。しかし村の子供たちの学校通いをみるにつけ、うらやましくてしかたなく、祖母の袖にすがって学校に出してくれと頼みつづけた。考えてみれば、今日は宿場の棒端につるしてある草鞋わらじにまでちゃんと一東二銭の高が書き付けられている時世である。このままで製糸の女工に出しても自分の周囲の分別すらつかないようではかわいそうだし、また後になって父母がいなかったからと悔やまれてもいけないと思い、今年から学校に出してやった。自分が休めといわない限り、お初は弁当をつくってやれないときでも学校へいく。おくれて学校にあがったが、今ではどうやら字を読むことができるようになってきた、と（『横浜新報』明治三十五年十月二十三日付）。

たとえ両親がいたとしても、農家の女子の境遇はあまり変わらなかった。彼女らは小学校にあがる年ごろには、すでに半人前の働き手である。下の幼子の子守りや草取り仕事などはその代表的なものであった。そして「水呑百姓」といわれた小作農



製茶工場に働く女性

神奈川県立文化資料館蔵

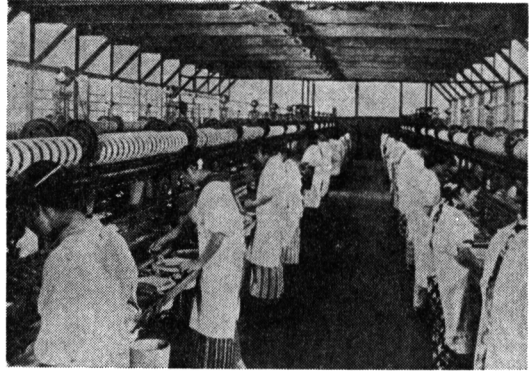
家の女子にあつては、他家へ子守奉公に出されることも珍しくなかった。だから「学校に出す」ことには、もともとかなりの抵抗があつた。しかし、お初の話にみられるように、その子らが女工などになって社会生活の領域を広げてゆくにつれ、初等教育の必要も認識されていったのである。

女子労働者の状態

幕末から明治後期にかけて横浜では茶貿易が栄えたが、茶の輸出向け再製には多くの女性が従事した。居留地には茶屋敷と呼ばれる製茶買入れの外国商館があり、商館の周辺に茶を再製する工場があつた。その工場をお茶場といい、そこで働く女性を「お茶場女」と呼んでいた。

茶貿易のもっとも栄えた一八九〇（明治二十三）年前後には二十余の茶屋敷があり、お茶場にある「焙爐釜」の数は五千に及んだといわれる。したがつてお茶場女もその釜数に匹敵するだけいたことになるが、三割方は男性であつたので、女性の数は三、四千人であつた。

彼女らの労働は五時から夕方四、五時までの十一、二時間労働で、茶を焙じる仕事であるため常に熱気と茶いぶりに悩まされてきつかつた。賃金は当時の水準からすれば割のよいものであつたが、この仕事は恒常的なものでなく、茶のとれる時期に限られていた。一番茶が出た四、六月がもっとも忙しい時期で、二番茶以降は生産量をしだいに低下させ、十月には工場が閉じられる。こ



製糸工場の女性たち(漸進社)

八木正次氏蔵

のような性格であったから、その都度手配師によって募集される日雇稼業であった。募集人員に達せばあとは失職となるので、横浜市街地の辺隅に住む彼女たちは夜の明けぬ三時ごろから起きて我先にお茶場の門前にゆき、待ちならんだ。忙しい時には、逆に、手配師による彼女らの争奪戦もみられた。こうした早朝の光景が横浜名物となり、今日までも「お茶場女」のことが語りつがれている(横浜市役所編『横浜市史稿』風俗編五八〇〜五八三ページ、一九三二年)。

お茶場女が都市部の下層の女性の労働を代表し、明治後期には衰退していくものであったのに対し、貧しい農家から生み出され、神奈川県における明治中期以降の女子労働を代表するのは、製糸・紡績・煙草に従事する女子労働者であった。

『神奈川県統計書』によると、一八八六(明治十九)年には、女子労働者を働かせる工場は、七つの製糸場があるだけであった。一八九一年には製糸場が十三となり、翌年には煙草関係の十九社が新設され、女工を雇う工場が少しずつ増えている。そして日清戦争後になるとその数は急増し、一八九六(明治二十九)年には、四十一の製糸場と四十の煙草工場が女工を使うにいたった。一九〇一(明治三十四)年には、製糸関係に二千百九十人、煙草関係に三百二十五人、製糸以外の繊維・織物・綱ロープ関係に七百一人、他の諸会社には百八十七人、合計すると三千人を超える女性が工業会社で働いていた。この傾向はやむことなく、日露戦争後の一九〇六年には、製糸関係四十八工場に働く女工が二千三百九十六人、労働人夫と呼ばれる下働きの女工が七十六人、製糸以外の繊維・織物関係五工場に働く女工が五百三十八人、綱ロープ関係十工場に働く女工が二百六十五人、人夫が九人、刻み煙草関係二十九工場に働

く女工が千六百三十七人、人夫が一人、その他の工業会社二十五社に働く女工が百六十八人、人夫が百三十五人で、合計百十七工場に五千二百二十五名の女性が働いていた。同年の神奈川県の女性総人口は五十三万一千九百九十人であるから、その約一割が女子労働者として働いていたことになる。

製糸は鎌倉郡・高座郡を中心に多くの地域でおこなわれ、その多くは一工場二十〜五十名の女子労働者を雇っていたが、高座郡鶴沼村にあった若尾製糸場（一八九五年創立）には二百三十名の女工がおり、百人以上の女工を使った製糸場は、ほかにも五つあった。製糸以外の繊維・織物関係では、都筑郡西谷村の富士瓦斯紡績株式会社（富士紡）保土ヶ谷工場（絹紡績糸、一九〇三年創立）が四百九十一名の女子労働者をようし、一工場当たりの女工数で県下最大を誇った。刻み煙草関係は中郡秦野町を中心としており、一九〇五年創業以来発展をつづけていた。なお、撚糸業（絹糸）も愛甲郡愛川村半原を中心に隆盛をきわめた。だが、その生産組織は前近代的なもので、一八九三年、相陽撚糸株式会社の設立をみるが、多くは独立自営の糸屋と、糸屋の下請で家内工業的な「賃撚り屋」で生産されつづき、多くの女性が従事した。

これらの軽工業に属している業種では、男子労働者より女子労働者の比率が圧倒的に高い。労働時間は、製糸関係でほぼ十二時間、煙草関係は十時間、富士紡は十三時間であった。製糸女工の賃金は小田原町の例によると、日給にして、四十五銭（上）、四十銭（中）、三十五銭（下）であり、農作日雇女の日給より五銭ずつ高く、農家の副業的な機械女のものより十銭ずつ高かった。農作日雇より高いことが多くの女工を生み出していく要因であった。だが、製糸女工の賃金より低い男性の賃金は、『統計書』に載った業種を見るかぎり、見られないのも実情で、女性の賃金は全体に最低線でおさえられていた。

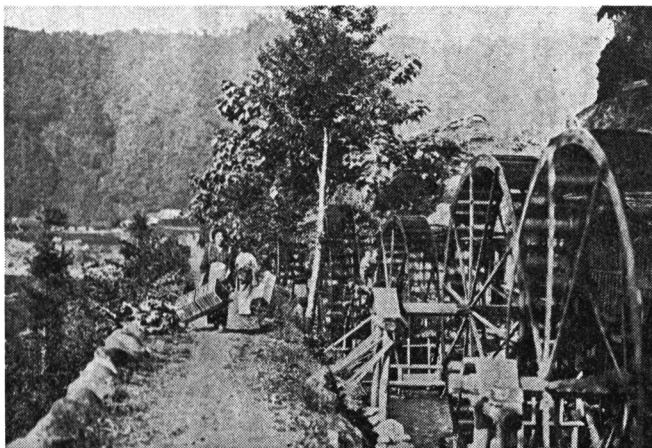
神奈川の『女工哀史』

そうしたなかで、『女工哀史』の世界もまた例外でなかった。富士紡保土ヶ谷工場は、一九一（明治四十四）年、女工二千八百十四人、男工七百五十四人をようする大工場に発展していた。女工は十

四歳から三十歳までのものが募集されたが、なかには十二、三歳の少女もいた。労働時間は十二時間（うち一時間の昼食時間がある）で、平均賃金は二十九銭であった（『神奈川県統計書』）。女工の大部分は構内にある寄宿舎で生活していたが、その状況は「一種の牢屋」であった。勤務時間が長く、食物が粗悪で衛生設備も行き届かないため、年中病人が絶えず、つねに七、八百名の病人がいた。ところが、病気を訴えても会社はなかなか認めず、たとえ認めて構内の医務所で診療をうけることになって、正規の医師一人、見習い医師二人だけなので、形ばかりの診療であった。病人の多くは肺結核・気管支炎・肋膜炎・脚気などであった。彼女らは病魔のほかに男子労働者や事務職員らの「色魔」の犠牲になることが少なくなく、休息時間における監督人の束縛にも敵しいものがある、安息の場すらなかった。だから、女工の逃亡も少なくなかった。この有様は、新聞記者によって「保土ヶ谷の活地獄」と報じられた（資料編13近代・現代(3)九二）。

女工の逃亡や自殺などの悲話は、じつはもっと前の日清戦争後から起こっている。一九〇三（明治三十六）年十一月、十九歳の製糸女工まつが、東海道線（現在御殿場線）の松田付近の線路に身を投げて轢死する（なぐ）という事件があった。彼女は足柄上郡福沢村斑目にある露木佐次郎経営の製糸工場で働き、横浜にいる母へ送金していた。しかし経営難におちいると、露木は賃金を支払わなくなった。自殺の前日、まつは母へ仕送りしなければならぬと思い、露木に半分でもよいから払ってくれるよう頼んだが一蹴され、あげくに前々からいじめられていた露木の妹にも、どなりちらされ、思いあまって自殺したのだという（『横浜新報』明治三十六年十一月三十日付）。夫を失くしたまつの母親もそれなりの苦勞をしていたにちがいない。しかし、まつの双肩に一家の生計がかけられていたことも事実であった。経済的にだけでなく、精神的・人格的にも経営者に隷属しながら女工生活がつづけられていた。

半原の「賃然り屋」は、農家の副業から出発した家内工業であるため、家族が労働の中心で、その手不足を補うために三〜五人



愛川町半原のよりやの水車場

『神奈川県写真真帳』から

の女工を三年、五年の年間で雇った。住み込みで家族同様の融和関係があったとされる。だが、「寒いつめたい 瓜先アいたいはやくうぐいす啼けばよら」などの「管巻き唄」にみえるように、労働の厳しさに変わりはなかった(半原撚糸協同編集委員会編『半原撚糸のあゆみ』四十九・六十六ページ、一九七二年)。

まつに似た境遇におかれた女性は多かった。そして病死や自殺、あるいは逃亡した人も少なくなかった。しかし、多くの女工はそれでも耐えて耐えぬいた。「水呑百姓」の生活はある意味ではもっと苦しいものであったし、少しでも金がいり生計の足しになる道を求めて耐えなければならなかった。

日清戦争後女工の虐待が社会問題となり、女子労働力の保全と次世代を育てる母性の破壊防止を考慮せざるをえなくなると、女子の深夜業や幼年労働を禁止し、衛生状態を改善することが政府としても必要な事となった。工場法の制定作業は農商務省を中心に進められたが、資本家の反対は猛烈をきわめ、骨抜き工場法が議会を通過し、公布されたのは一九一一年(明治四十四)年三月、施行はそれからまた五年後のことであった。この間、一九〇二(明治三十五)年に政府が「工場法案ノ要領」を作成し、商工会議所等に諮問したとき、『横浜新報』の社説は、工場の衛生状態の改善には賛意を表したが、労働時間の制限、深夜業の禁止などには強い難色を示し、あえて、女工虐待の事実はないと述べている(『横浜新報』明治三十五年八月二十九日付、同年九月二十一日付)。この意見の底に